

令和 8・9 年度入札参加資格審査申請の手引き  
(建設工事・水道施設工事)  
市内業者用

橋本市 総務課

受付期間：令和 8 年 1 月 6 日(火)～2 月 5 日(木)

## 1. 建設工事の入札参加資格審査の申請について

橋本市及び橋本市水道事業が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札に参加するには、事前に資格審査を受け、登録を受ける必要があります。橋本市では、資格審査の時期及び方法等について、橋本市建設工事及び委託業務請負業者入札参加資格要綱（平成18年橋本市告示第155号）を定めています。

つきましては、令和8・9年度の建設工事に係る入札参加資格の審査を受けようとされる方は、以下の事項に十分留意の上、申請をしてください。

令和6・7年度より申請は原則電子申請となりました。（紙申請も可能です。）

### （1）申込み資格

次の各項目による。

① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

②国税、地方税及び市に対する債務を滞納していないこと

③建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可を受けていること

④建設業法第27条の23第1項に規定する建設工事の経営に関する客観的事項の審査を受けていること

⑤令和8年1月1日現在、引き続き1年以上その営業に従事していること

⑥経営状態が健全であると認められること

⑦次に掲げる届出の義務を履行していること（義務がない者を除く。）

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

### （2）入札参加資格の有効期間

令和8年6月1日から令和10年5月31日まで

### (3) 建設工事、測量・建設コンサルタント等委託業務の受注制限について

建設工事、測量・建設コンサルタント等委託業務について、「設計施工分離」の原則から同一の業者が同一の案件（工事）を受注する場合に制限を設けています。

### (4) 電子申請にかかる注意点について

PDF形式を指定している提出書類についてはスキャニングや変換処理等によりPDF形式に整理し、申請フォームに添付して提出してください。

提出書類は指定のない場合は全て白黒で問題ありません。

スキャニングは鮮明にしてください。不鮮明な場合は、添付のやり直しを依頼する場合があります。

コンピュータウイルスに感染したデータを添付することの無いよう注意してください。

使用印鑑届の原本は、申請日から参加資格の有効期間終了日まで、市の求めに応じていつでも提示できるよう保管してください。

### (5) 行政書士による代理申請について

本申請を行政書士が代理申請する場合は、申請書類の所定の箇所に行政書士情報を記入してください。また、本申請にかかる委任状（様式は任意）をPDF形式にて提出してください。

### (6) 申請書の受付期間

令和8年1月6日（火）から令和8年2月5日（木）午後5時必着

持参の場合の受付時間は、上記の期間の午前9時から正午、午後1時から午後5時となります。（土曜、日曜、祝日を除く）

### (7) 提出方法

橋本市及び橋本市水道事業の入札参加資格審査申請を一括して受付しています。

原則、電子申請により提出してください。

#### 電子申請の場合

令和8・9年度入札参加資格申請フォーム（建設工事：市内業者）

（<https://logoform.jp/form/dD8K/1293870>）より提出してください。

※申請（訂正）期間以外はアクセスできません。

#### 紙申請（郵送・持参）の場合

紙申請の場合は、提出書類を通番順にA4縦の紙ファイル（2穴のもの、色は任意）に綴り、表紙と背表紙に「令和8・9年度入札参加資格審査申請書」、「商号又は名称」を表示してください。また、封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と赤書きで表記し、以下の提出場所に郵送・持参してください。

●提出場所 〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

橋本市 総務部 総務課 契約検査係

#### (8) 問い合わせ先

記載事項等不明な点については、次のところへ問い合わせてください。

橋本市 総務部 総務課 契約検査係

電話：0736-33-1218 (直通)

#### (9) その他

申請書の受領後、受領確認書を電子メールにて送付しますので、申請担当者又は代表のメールアドレスは必ず記載してください。また、行政書士による申請の場合は、行政書士に受領確認書を電子メールにて送付します。

持参による提出の場合、以前は窓口で書類の確認、受領確認書の発行を行っていましたが、令和6・7年度申請より、窓口での書類の確認は行わず受領のみを行い、受領確認書は書類の確認後、原則電子メールにて送付します。

#### (10) 地方基準点算定調書の提出について

土木一式工事、建築一式工事、管工事又は水道施設工事の入札参加を希望する場合は、地方基準点算定調書の提出が必要となります。作成にあたっては、別冊「令和8年度地方基準点算定調書作成の手引き」をご覧ください。

## 2. 提出書類及び記入要領等 (※ [] 内は電子申請の場合のファイル形式です)

通番	書類の名称【ファイル形式】																																										
	記入方法等																																										
1	<p>提出書類チェックリスト【エクセル形式】</p> <p>申請前に提出書類が全てそろっていることを確認してください。また、提出者確認欄にレ印等を記入してください。</p>																																										
2	<p>工事入札参加資格審査申請書【エクセル形式】</p> <p>1) 申請日を記入してください。</p> <p>2) 「商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いてください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>略号</th><th>種類</th><th>略号</th><th>種類</th><th>略号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社</td><td>(株)</td><td>有限会社</td><td>(有)</td><td>合資会社</td><td>(資)</td></tr> <tr> <td>協同組合</td><td>(同)</td><td>協業組合</td><td>(業)</td><td>企業組合</td><td>(企)</td></tr> <tr> <td>財団法人</td><td>(財)</td><td>社団法人</td><td>(社)</td><td>合名会社</td><td>(名)</td></tr> <tr> <td>特例財団法人</td><td>(特財)</td><td>特例社団法人</td><td>(特社)</td><td>合同会社</td><td>(合)</td></tr> <tr> <td>一般財団法人</td><td>(一財)</td><td>一般社団法人</td><td>(一社)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>公益財団法人</td><td>(公財)</td><td>公益社団法人</td><td>(公社)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>3) 「代表者氏名」欄の氏名については、姓と名前との間は1文字あけてください。</p> <p>4) 「本社(店)電話番号」及び「本社(店)FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、( )は用いなでください。</p> <p>5) 「代表メールアドレス」欄については、本市からの種々の連絡に対応可能なアドレスを記入して下さい。</p> <p>6) 「適格請求書発行事業者登録番号」欄については、税務署長の登録を受けた登録番号（インボイス制度における登録番号）を記入して下さい。<u>(必須ではありません)</u></p> <p>7) 「営業年数」欄には、創業からの審査基準日（令和8年1月1日）時点での営業年数を記入してください。営業年数が1年に満たない場合、申し込みできません。</p> <p>8) 「総従業員数」欄には、審査基準日時点で常勤している職員数（事務職及び技術者等）を記入してください。</p> <p>9) 「登記上の本店所在地」欄には、建設業許可の本店又は主たる営業所の所在地と登記上の会社所在地が異なる場合に登記上の本店所在地を記入してください。同一の場合は「同上」としてください。</p> <p>10) 「申請担当者」各欄については、入札参加資格申請に関する連絡に対応可能な担当者の情報を記入してください。</p>	種類	略号	種類	略号	種類	略号	株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)	協同組合	(同)	協業組合	(業)	企業組合	(企)	財団法人	(財)	社団法人	(社)	合名会社	(名)	特例財団法人	(特財)	特例社団法人	(特社)	合同会社	(合)	一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)			公益財団法人	(公財)	公益社団法人	(公社)		
種類	略号	種類	略号	種類	略号																																						
株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)																																						
協同組合	(同)	協業組合	(業)	企業組合	(企)																																						
財団法人	(財)	社団法人	(社)	合名会社	(名)																																						
特例財団法人	(特財)	特例社団法人	(特社)	合同会社	(合)																																						
一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)																																								
公益財団法人	(公財)	公益社団法人	(公社)																																								

3	<p><b>受注を希望する建設工事の種類一覧【エクセル形式】</b></p> <p>本市における入札参加申請する工事種別の「希望有無」の欄に「●」、「特定/一般」の欄には特定建設業許可か一般建設業許可の別を記入してください。「総合評定値」、「完工工事高」欄には経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の情報を記入してください。</p> <p>許可を取得していても、受注を希望しない工事種別は空白のままとしてください。なお、経営事項審査総合評定値がない業種は、申請することができません。</p>
4	<p><b>建設業許可証（写し）【PDF 形式】</b></p> <p>審査基準日（令和 8 年 1 月 1 日）において有効な建設業法に基づく許可証の写しを添付してください。</p> <p>審査基準日において、証明書の有効期限が切れていないものの写しを添付してください。</p>
5	<p><b>営業所一覧表（様式第 2 号）【任意形式】</b></p> <p>主たる営業所（一般的には本社・本店等）とその他の営業所について記入してください。本社のみの場合も、本社のみ記入してください。</p> <p>この様式は当市様式の内容を満足する任意の様式をもって代えることができます。</p>
6	<p><b>経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）【PDF 形式】</b></p> <p>審査基準日（令和 8 年 1 月 1 日）において有効な地方整備局又は知事が発行したものの写しを添付してください。審査基準日において有効なものとは、総合評定値通知書記載の審査基準日が令和 6 年 6 月 1 日以降のものになります。有効なものが複数あるときは、申請日から直近のものを添付してください。</p>
7	<p><b>監理技術者一覧表（様式第 3 号）【エクセル形式】</b></p> <p>監理技術者資格者証を有する技術者の氏名等を記入し、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを添付してください。【PDF 形式】</p>
8	<p><b>技術職員名簿（写し）【PDF 形式】</b></p> <p>経営規模等評価申請時に添付したもので収受印（地方整備局又は県知事）があるものの写しを添付してください。</p>
9	<p><b>履歴事項全部証明書又は身分証明書（写し可）【PDF 形式】</b></p> <p>申請者が法人の場合は、「履歴事項全部証明書」を添付してください。</p> <p>申請者が個人の場合は、本籍地の市町村長が発行した「身分証明書」を添付してください。</p> <p><u>いずれも申請日より前 3 カ月以内に発行されたものが有効となります。</u></p>

10	<p>納税証明書（国税）（写し可）【PDF 形式】</p> <p>申請者が法人の場合は、納税証明書その3の3（法人税と消費税及び地方消費税の未納でないことの証明）を添付してください。</p> <p>申請者が個人の場合は、納税証明書その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税の未納でないことの証明）を添付してください。</p> <p><u>いずれも申請日より前3ヶ月以内に発行されたものが有効となります。</u></p>
11	<p>市税完納証明書（橋本市税）（写し可）【PDF 形式】</p> <p>本市が発行した市税完納証明書（発行機関：税務課）を添付してください。<u>申請日より前3ヶ月以内に発行されたものが有効となります。</u></p>
12	<p>印鑑証明書（写し可）【PDF 形式】</p> <p>申請者が法人の場合は、法務局が発行する証明書をいいます。</p> <p>申請者が個人の場合は、住民票のある市町村長が発行する証明書をいいます。</p> <p><u>いずれも申請日より前3ヶ月以内に発行されたものが有効となります。</u></p>
13	<p>使用印鑑届（様式第5号）【PDF 形式（カラー）及び原本保管】</p> <p>「使用印鑑」欄には入札、契約時に使用する印鑑を押印してください。委任先がある場合は、その委任先のものを押印してください。</p> <p>「実印」欄には申請者が法人の場合、法務局へ届出済みの代表者印を押印してください。申請者が個人の場合、市町村へ届出済みの代表者印を押印してください。</p> <p>それぞれの印鑑について、複数の印鑑の登録はできません。登録できる印鑑は1種類のみとなります。</p> <p>電子申請の場合、本様式のPDFデータはカラーのみ可とします。また、<u>使用印鑑届の原本は、申請日から参加資格の有効期間終了日まで、市の求めに応じていつでも提示できるよう保管してください。</u></p>
14	<p>誓約書（様式第8号）【エクセル形式】</p> <p>記載内容をご確認の上、記入してください。内容に誓約できない方は申込みできません。</p>
15	<p>役員等調書及び照会承諾書（様式第9号）【エクセル形式】</p> <p>本市指定の様式です。</p> <p>審査基準日（令和8年1月1日）時点の役員等について記入します。</p> <p>申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書の役員に関する事項に登載されている<u>法人以外の方（個人の方）</u>全員について記入してください。</p> <p>紙申請の場合において、名簿を別紙とする場合は、当市様式の申請者欄に記入のうえ、任意様式の名簿と併せて提出してください。</p> <p>申請者が個人の場合は、事業主の方のみについて記入してください。</p> <p>委任先がある場合はその受任者についても記入してください。</p>

16	<p>財務諸表等（直前2年分）（写し可）【PDF形式】</p> <p>審査基準日（令和8年1月1日）以前の最後の決算日の直前2事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を添付してください。申請者が個人の場合は、<u>貸借対照表、損益計算書を添付してください</u>。</p>
17	<p>工事経歴書（直前1年分以上）（様式第4号）【任意形式】</p> <p>経営規模等評価申請時に添付したものか、他の様式の場合は「発注者、元請・下請、工事名、工事場所、請負金額、工期など」を記入してあるものとします。</p> <p>この様式は当市様式の内容を満足する任意の様式をもって代えることができます。</p>
18	<p>専門工事に関する調書（様式第10号）【エクセル形式】</p> <p>以下の1)～7)の工事の申請者で、以下の事項に該当のある場合のみ提出してください。</p> <p>1) 舗装工事</p> <p>　　舗装工事の申請者で舗装機械【アスファルトフィニッシャ・タイヤローラ・マカダムローラ・回送車】の全てを所有又は賃貸借等の契約締結しているときは、規格、台数、所有状況等を記入し、所有又は契約を証明する書類を添付してください【PDF形式】。</p> <p>　　また、常勤従業者に「1級舗装施工管理技術者」、「2級舗装施工管理技術者」の資格を有する者がいるときは記入してください。</p> <p>2) 造園工事</p> <p>　　造園工事の申請者で、常勤従業者に「造園技能士」の資格を有する者がいるときは記入してください。</p> <p>3) 電気工事</p> <p>　　電気工事の申請者で、常勤従業者に「電気工事士」の資格を有する者がいるときは記入してください。</p> <p>4) 下水道推進工事</p> <p>　　土木工事の申請者で、常勤従業者に「推進工事士」の資格を有する者がいるときは記入してください。</p> <p>5) 管更生工事</p> <p>　　土木工事の申請者で、管更生工法の協会に加入している場合は、加入している協会の名称及び工法を記入し、会員証（写し）を提出してください【PDF形式】。</p> <p>6) 路面標示工事</p> <p>　　塗装工事の申請者で、常勤従業者に「路面標示施工技能士」の資格を有する者がいるときは記入してください。</p> <p>7) 解体工事</p> <p>　　解体工事の申請者で、常勤従業者に「解体工事施工技能士」の資格を有する者がいるときは記入してください。</p>

19	<p>資本・人的関係のある関連業者届出調書（様式第11号）【エクセル形式】</p> <p>橋本市建設工事及び委託業務請負業者入札参加資格審査申請時及び資格認定後において、入札の適正さが阻害される恐れがある一定の資本関係又は人的関係（以下、「支配関係等」という。）を有する複数の申請者を把握するため、資本・人的関係のある関連業者届出調書（様式第11号）を提出してください。</p> <p>記載については、「別紙 資本・人的関係のある関連業者の届出について」を参照してください。</p> <p><b><u>資本関係又は人的関係がある他の入札参加資格（申請）者の有無に関わらず、必ず提出してください。</u></b></p>
20	<p>電子契約利用申出書（別記様式）【エクセル形式】（任意提出）</p> <p>橋本市では令和6年度より建設工事、測量設計委託、物品役務の契約について、電子契約を導入しています。電子契約の利用を希望する場合は、過去に提出済みでも、本様式を提出してください。</p> <p>電子契約の利用には契約責任者の役職、氏名、メールアドレスの登録が必要となります。なお、事務担当者の同情報は任意です。</p> <p>橋本市の電子契約については、橋本市ホームページ「橋本市電子契約ポータル（<a href="https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/somubu/somu/keiyakukensa/denshikeiyaku/denshikeiyaku_portal.html">https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/somubu/somu/keiyakukensa/denshikeiyaku/denshikeiyaku_portal.html</a>）」を参照してください。</p>